

十日町市立

学校長 様

十日町市立

学校

年 組

児童生徒氏名

療養解除届（新型コロナウイルス感染症 用）

上記の者は、新型コロナウイルス感染症罹患により療養等をしておりましたが、以下のとおり発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過しましたので本届を提出します。

発 症 日： 月 日

軽快した日： 月 日

（「症状が軽快」とは、解熱剤等を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。）

登校開始日： 月 日

令和 年 月 日

保護者氏名

（保護者自署のこと）

保護者の方へ

- ・本届は、**保護者等が記入するもの**です。医療機関に記入を求めないでください。
- ・新型コロナウイルス感染症は学校保健安全法（令和5年4月28日改正）により、出席停止期間の基準が定められています。
【発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで】
- ・発症日や軽快日の翌日から起算します。
＜例＞5月8日発症→この日を「0」とし、5月9～13日が「発症した後5日」
5月12日解熱→この日を「0」とし、5月13日が「軽快後1日」
○この2つを満たした場合、5月14日から復帰。
（ただし、医師が感染の恐れがないと認めたときは、この限りではありません。）
- ・療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。
- ・強制ではありませんが、感染した場合、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨する旨、文部科学省から通知がなされています。